

平成27年(2015年)1月19日

2年1.2組 保護者 様

坂城高等学校長 田中 浩

インフルエンザ様疾患による臨時休業(学級閉鎖)のお知らせ

2年1.2組において、1月19日現在、インフルエンザ様疾患(疑いを含む)の感染者が数名確認され、欠席しています。

つきましては、全国的にもインフルエンザの流行期に入っており、感染拡大を予防するために、学校医の指導をいただき、かつ、県通知「インフルエンザの流行を踏まえた学校の臨時休業等の目安」(欠席者約20%)も考慮して、2年1.2組を学級閉鎖とします。

なお、臨時休業中は下記の留意事項に十分配慮のうえ、お子様の健康保持に万全を期していただき、感染の拡大の予防に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 休業期間 平成27年1月20日(火)～ 1月23日(金) 4日

2 登校開始日 平成26年1月26日(月)

26日(月)にも症状が続いている生徒については、担任へご連絡ください。

3 留意事項

(1) 発熱、咳等の症状が出ていなくても感染している場合がありますので、外出を自粛すること。

(2) 感染又は感染の疑い(38度の発熱、せき、息苦しさなど)がある場合は、速やかに医療機関に電話相談し、指示を受けてから受診するようにしてください。

インフルエンザに感染した場合は、必ず学校に連絡をしてください。

(3) 感染予防のためには、うがいと手洗いを徹底するとともに、十分な栄養や睡眠により、体力や抵抗力を高めることが有効です。万が一外出の際にはマスクを着用し人混みを避けましょう。咳、くしゃみが出る場合は「咳エチケット」を徹底してください。

4 インフルエンザによる「出席停止」について

インフルエンザは、学校で予防すべき感染症で、学校保健安全法の規定により出席停止となります。出席停止・学級閉鎖の期間は、欠席にはなりません。

「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は「発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」で、解熱した後3日目から登校開始となります。

なお、登校を開始するにあたり、改めて「治癒を確認するための受診」の必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校開始するときは、「治癒報告書」を提出してください。

ご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせください。

【連絡先】

坂城高等学校

TEL 0268-82-2112